

令和 8 年度放課後児童クラブ保育料の減免申請をされる方へ

減免区分と減免後の保育料について

保育料の減免は、生活保護世帯や世帯の所得（市町村民税〔特別区民税を含む。以下同じ〕）に応じた減免と多子世帯による減免（同月内に 2 人以上の児童が放課後児童クラブに在籍する場合、2 人目が半額、3 人目以降が 0 円）があります。

減免後の保育料は以下の表のとおりとなります。

減免区分		金額
① 生活保護世帯、支援給付受給世帯または市町村民税非課税世帯		0 円
② 市町村民税のうち均等割りのみの課税世帯	1 人目	3, 5 0 0 円
③ 市町村民税のうち均等割りのみの課税世帯かつ 同一世帯において 2 人以上の児童※が入室する 場合	2 人目	1, 7 5 0 円
	3 人目以降	0 円
④ 市町村民税のうち所得割課税額が 5 千円未満である世帯	1 人目	5, 0 0 0 円
⑤ 市町村民税のうち所得割課税額が 5 千円未満の 世帯かつ同一世帯において 2 人以上の児童※が 入室する場合	2 人目	2, 5 0 0 円
	3 人目以降	0 円
⑥ 同一世帯において 2 人以上の児童※が入室する 場合	2 人目	4, 5 0 0 円
	3 人目以降	0 円
⑦ 市長が特に認めた場合		市長が定める額

※保護者が同一またはきょうだいである児童

減免申請（判定）に必要な書類

① 放課後児童クラブ保育料減免申請書

② 令和 7 年度・令和 8 年度の市町村民税課税証明書または非課税証明書

※各年の 1 月 1 日現在、春日部市に住所がある方、多子減免のみの方は証明書（②の提出）は不要です。

※申請した月の翌月分の保育料から減免の対象となり、遡っての適用はできません。提出期限には十分ご注意ください。

世帯の所得に応じた減免の判定について

1. 減免の判定の対象者（18歳以上の方）

（1）減免の判定基準

同一世帯員のうち、市町村民税の課税額が一番高い方で判定します。

別世帯の同居人（祖父母、おじおば、知人等）や、同一住所に住民登録がない同一生計者などがいる場合は、判定の対象者としません。これは、別住所であっても対象世帯の生計を維持している者（単身赴任や養育費のみの支払い等含む）とみなし、判定の対象者に含めるものです。

（2）世帯状況の変更等

申請後に世帯状況に変更が生じる場合（転居、婚姻、離婚、同居人の居住・転出等）は、再判定を実施しますので、必ずこども育成課にご連絡ください。

2. 判定時期と書類提出期限等

判定時期	第1回／令和8年3月	第2回／令和8年6月
判定する保育料	令和8年4月～6月分	令和8年7月～令和9年3月分
判定の根拠となる課税年度	令和7年度(令和6年收入)	令和8年度(令和7年收入)
書類提出期限	令和8年2月27日(金)	令和8年6月19日(金)

※年度途中で入室申請をする場合の必要書類については、こども育成課にご連絡ください。

3. 注意事項

（1）所得判定の対象者は、令和7年・8年の各年の1月1日現在、住所がある市町村で、必ず減免の対象期間に対する市町村民税の申告をお願いします。

① 課税・非課税証明書の発行については、該当の市町村へお問い合わせください。発行には日数がかかる場合があります。

② 判定の対象者が令和7年・8年の各年とも1月1日現在、春日部市に住所を有する者は、証明書の提出は必要ありません。減免申請書の保護者氏名欄に自署することで、判定する対象者の市民税課税額をこども育成課にて確認することに同意いただいたものとします。

なお、同意いただけない場合は、市内に住所を有する者でも課税・非課税証明書の提出が必要となります。減免の判定の対象者における全員の市町村民税課税額が確認できない場合には、減免は適用されません。

（2）収入がない場合でも、「収入がなかった」という申告が必要となります。

減免申請書の提出先

春日部市役所こども育成課または庄和総合支所福祉・健康保険担当

※継続入室申込時に申請する場合は、在籍する放課後児童クラブ

減免の決定と納入通知書及び口座振替開始通知書の送付時期

減免の判定は年2回実施します。

(1) 1回目の減免の判定は、3月

令和7年度市町村民税課税状況により減免の判定を行い、「減免決定通知書」または「却下通知書」と、令和8年度分の「納入通知書」または「口座振替開始通知書」を4月下旬頃に郵送します。

※2回目の減免の判定により年度途中で保育料が変更になることがあります。

※保育料が全額免除の方については、減免決定通知書のみ郵送します。

(2) 2回目の減免の判定は、6月

令和8年度市町村民税課税状況により減免の判定（再判定）を行い、令和8年度7月分以降の保育料が変更となる場合は、改めて「減免決定通知書」または「却下通知書」および変更後の金額を反映した「納入通知書」または「口座振替開始通知書」を7月下旬までに郵送します。

※変更となった場合は4月に郵送した納入通知書は使用せず、変更された保育料納入通知書で納付をお願いします。

修正申告時のお願い及び減免の問い合わせ先について

(1) 収入未申告および修正申告等により市町村民税額が変更となっても、自動的に修正後の課税区分に応じた保育料になることはありません。修正申告等を行った場合は、保育料の再判定を行いますので、必ずこども育成課にご連絡ください。

※収入未申告および修正申告等の場合は、申告した月の翌月以降から適用となります。

(2) 保育料の減免についての不明な点は、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

(問い合わせ先)

こども育成課

放課後児童クラブ担当

電話 048-739-6836 (直通)